

平成29年度地域密着型サービス事業所に対する指導状況について

1 実地指導について

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第24条の規定に基づき、事業所に対し、事前に実施を通知し、事業所において個別に指導を行うもの

- ・ 入所系サービス（地域密着型特別養護老人ホーム，認知症対応型共同生活介護（グループホーム））は，概ね3年に1回
- ・ 居宅系サービス（小規模多機能型居宅介護，認知症対応型通所介護等）は，概ね5年に1回実施している。

(1) 平成29年度実地指導実施状況（平成30年1月31日現在）

	対象サービス	件数	指摘なし	口頭指導	文書指導
1	地域密着型特別養護老人ホーム	3	1	0	2
2	認知症対応型共同生活介護 （グループホーム）	4	1	0	3
3	小規模多機能型居宅介護	2	0	0	2
4	認知症対応型通所介護	2	0	0	2
5	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	0	0	1
6	地域密着型通所介護	19	0	0	19
	計	31	2	0	29

(2) 主な指導事項

- ・ アセスメントが不十分なため，介護計画書の内容が具体的でない。
- ・ 変更届の提出が必要な事項（運営規程の変更，区画の変更等）について届出を行っていない。
- ・ 運営推進会議の記録を公表していない。

2 集団指導について

地域密着型サービス事業所に対して，年1回集団指導を実施し，実地指導で指摘事項の多い内容を伝え，当該年度に実地指導がなかった事業所に対しても改善の機会を設け，その他適宜必要な情報提供等を行っている。

(1) 平成30年1月31日

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

(2) 平成30年3月27日（予定）

全サービス

- ・ 平成30年度介護保険制度改正等について
- ・ 平成29年度実地指導の結果について